

解釈改憲禁止法案 骨子〔小西私案〕

一 定義

この法律において「法令解釈に関する一般準則」とは、法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては、全体の整合性を保つことにも留意して、論理的に確定すべきことをいうこと。

二 憲法の解釈の変更の方針

政府による憲法の解釈は、法令解釈に関する一般準則に基づき、論理的な追求の結果として示されるべきものであって、政府において、これを便宜的、意図的に変更した場合には、政府による憲法の解釈ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねず、かつ、憲法を国の最高法規とする法秩序が害されることに鑑み、憲法第九条の下では我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した場合においてこれを排除するために他の適当な手段がないときにおける必要最小限度の実力行使のみが許容されているという解釈その他の政府により確定され、定着してきた憲法の解釈は、諸情勢の変化及びそれから生ずる新たな要請を考慮すべき場合においても、なお、法令解釈に関する一般準則によらずに変更されることがあつてはならないこと。

三 憲法の解釈の変更に関する国会報告

内閣総理大臣は、政府により確定され、定着してきた憲法の解釈を変更しようとするときは、憲法の解釈の変更の案及び当該案の法令解釈に関する一般準則への適合性について、国会に報告しなければならないこと。

出典：小西洋之事務所作成

平成26年3月12日参議院予算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之